

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	実施方針本文	2	34	第1.1_(6)_③本施設等の運営業務	「当該業務の開始日は入居予定官署の入居状況を踏まえて国と事業者が協議のうえ、決定する」とありますが、現在国が想定している入居スケジュールをご教示ください。	【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」に示すとおり、入居官署の新庁舎への引越しは、令和8年3月31日までに完了することを想定しています。
2	実施方針本文	2	34	第1.1_(6)_③ウ福利厚生サービス提供業務	「当該業務の開始日は入居予定官署の入居状況を踏まえて国と事業者が協議のうえ、決定する」とありますが、独立採算で運営するために施設内の職員数が一定以上または全官署の入居後とするなどの提案が可能との理解で宜しいですか。	御理解のとおりです。福利厚生サービス提供業務の趣旨を踏まえて、業務開始日は本施設の供用開始後、可能な限り早い時期に設定できるよう考慮してください。
3	実施方針本文	3	2	本業務に含まれていない業務	特殊設備等について除外されておりますが、事業者で特殊設備等を整備するものは存在するのでしょうか。整備する対象があれば、具体的に対象内容・範囲を御教示ください。	事業者で整備する特殊設備等はありません。
4	実施方針本文	3	2	本業務に含まれていない業務	入居官署が独自に実施する特殊設備等とは、入居官署が独自に追加で整備する設備を指すと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	実施方針本文	3	2	本業務に含まれていない業務	入居官署が独自に実施する特殊設備の内容について、具体的に教示ください。本事業で整備される各官署サーバー等の保守は、事業に含まれるのでしょうか？	前段の特殊設備の内容は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・【参考資料4-6】「サーバー室専用機器一覧」に示すサーバー室専用機器 ・テレビ会議システム ・農産物検査分析機器（東海農政局の検定・サンプリング室に設置） ・水稻収穫量調査装置（東海農政局の調製室兼器材収納庫に設置） ・基盤情報システム（中部経済産業局の情報処理対策室に設置） ・歯科診療用機器・ボックス型レントゲン室・歯科用ユニット（中部経済産業局の健康管理相談室に設置） ・乾燥機、秤量秤、電子式はかり、濾過器（中部近畿産業保安監督部の分析室に設置）」 後段の保守は、第5章2.(1)c.(a)に示すとおり、入居官署が独自に実施する特殊設備等（追加設備、システム等の本事業に含まれていない設備）の維持管理業務は、本業務には含まれません。
6	実施方針本文	3	2	本業務に含まれていない業務	本事業で排出される廃棄物の運搬・処理に関する契約が除外されておりますが、施設外への運搬・処理業務は事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	実施方針本文	3	5	第1.1_(6)_④イ本事業に含まれていない業務	福利厚生サービス提供業務から排出される廃棄物についても、国が契約・負担するという理解でよろしいでしょうか。	福利厚生サービス提供業務の実施に伴って生じる廃棄物については、事業者の負担で対応してください。
8	実施方針本文	4	9	1_(10)_③	福利厚生サービス提供業務において使用する際の建物の使用料をご教示ください。	福利厚生サービス提供業務の実施にあたり、国有財産の使用許可を受ける場合の使用料については、参考使用料を入札公告時に示します。
9	実施方針本文	7	4	第2.2_(6)事業提案書作成説明会	説明会の開催時期、所要時間、出席可能人数をご教示ください。	事業提案書作成説明会は、実施しないこととします。
10	実施方針本文	9	11	第2.5_(1)_②イ応募者の構成	「国の事前の書面による承諾がある場合を除き」とありますが、維持管理段階で代表企業を他の構成員にスイッチすることに伴う株式の譲渡は認められるという理解でよろしいでしょうか。	個別具体的な事象の内容を踏まえて国が判断することとなりますが、原則として【資料-1】「業務要求水準書」第3章.第1節2.(8)のとおり、『すべての株主が、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。』とします。事業期間中の株式の譲渡を想定する場合には、提案時点で当該方針について示すとともに、国の事前の書面による承諾を得る必要があります。
11	実施方針本文	9	25	応募者の構成	「応募者を構成する企業の変更は認めない」とありますが、第二次審査資料の提出後、やむを得ない事情により変更が必要となった場合、参画条件等を同条件としたうえで国が認めた場合は、代替企業の変更について御了承いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
12	実施方針本文	11	24	第2.5_(4)_②建設企業の参加資格要件	建設業務を一社で行う場合には、アイウ全ての点数を満たす必要がありますでしょうか。	御理解のとおりです。
13	実施方針本文	12	17	第2.5_(7)_①維持管理企業の参加資格要件	維持管理業務の必要な資格として、具体的に指定や条件等はないものと考えてよろしいでしょうか。	第2.5.(6)②に記載のとおり、維持管理業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有することが要件となりますが、御理解のとおり、維持管理企業の参加資格要件として、必要な資格の具体的に指定や条件等はありません。なお、維持管理業務の実施に当たって必要となる資格等については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第2節に規定する業務内容を踏まえ、事業者の責任で御判断ください。
14	実施方針本文	12	25	第2.5_(7)_①運営企業の参加資格要件	福利厚生サービス提供業務を行うものは「物品の販売」ではなく「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」の資格を有する必要がありますでしょうか。	運營業務のうち、福利厚生サービス提供業務のみを実施する者については、第2.5.(7)①及び④の要件を満たす必要はありません。なお、運營業務に係る主体的部分以外の部分(福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。)については第三者に委託することを可能とします。
15	実施方針本文	12	26	第2.5_(7)_①運営企業の参加資格要件	「中部」地域ではなく「東海・北陸」地域の認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。正しくは、「東海・北陸」です。第2.5.(6)①も併せて訂正します。
16	実施方針本文	12	27	第2.5_(7)_①運営企業の参加資格要件	運營業務の必要な資格として、具体的に指定や条件等はないものと考えてよろしいでしょうか。	第2.5.(7)②に記載のとおり、運營業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有することが要件となりますが、御理解のとおり、運営企業の参加資格要件として、必要な資格の具体的に指定や条件等はありません。なお、運營業務の実施に当たって必要となる資格等については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第3節に規定する業務内容を踏まえ、事業者の責任で御判断ください。
17	実施方針本文	12	30	運営企業の参加資格要件	いずれの運営企業においても要件を満たしていることとありますが、福利厚生サービス提供業務を担う企業においては、当該要件の対象外としていただけないでしょうか。	No.14の回答を御参照ください。
18	実施方針本文	17	8	第6.2事業の継続が困難となった場合の措置	「本事業の一部のみの継続が困難となった場合は、当該部分の契約のみを解除することができる」とあるが、採算の悪化による福利厚生サービス提供業務の解除も含まれると考えてよろしいでしょうか。	個別具体的な事象の内容を踏まえて国が判断することとなりますが、福利厚生サービス提供業務は、原則として事業者が自らの経営努力により事業の継続を図ることを求めます。
19	実施方針本文	18	2	第6.3融資機関又は融資団と国との協議	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達を実施する場合、資金調達を行う金融機関との間にて直接協定書をご締結いただける前提との認識で宜しいでしょうか？	融資機関又は融資団から直接協定締結の申し出がある場合、直接協定を締結しない合理的な理由がない限り、国は融資機関又は融資団と直接協定を締結することを想定しています。
20	(資料-1)要求水準書(案)第1章 総則	1	12	第3節_要求水準の変更	要求水準の変更はサービス購入料の変更を伴うという認識でよろしいでしょうか。	要求水準の変更の結果、国と事業者で協議のうえ、サービス購入料である事業費の変動が伴う場合については、御理解のとおりです。
21	(資料-1)要求水準書(案)第1章 総則	9		事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人および総括代理人直属のスタッフは、本事業にて整備する施設に常駐する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	第3章.第1節4.に示す要求水準を満たす限り、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフが常駐するかどうかは、事業者の提案によります。ただし、第3章.第1節4.のとおり、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、要求水準の趣旨を踏まえて配置してください。
22	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	12	第3節_入居官署の概要	各省庁へ訪問人数等のデータがあればご提示ください。	【添付資料 2-4】「現状の来庁者数及び来庁車両台数」によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
23	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	8	38	総括代理人	総括代理人を配置とありますが、専任、常駐、事業期間中の変更要件等はいかがでしょうか。	総括代理人の要件としては、【資料-1】「業務要求水準書」に規定する事項のほか、以下の条件に基づき配置してください。 あわせてNo.21の回答を御参照ください。 1 本事業においては、本事業における他の役職等との兼務は認めませんが、第3章第1節4.に示す要求水準を満たす限り、他の事業における役職等との兼務については妨げません。 2 事業期間中の総括代理人の変更については、特段妨げるものではありませんが、第3章第1節4.のとおり、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、要求水準の趣旨を踏まえて配置してください。 なお、施設整備及び維持管理・運営の各業務の実施段階に応じて、事業期間中における総括代理人の変更を想定する場合には、提案時点で当該方針について示すとともに、国の承諾を得る必要があります。
24	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	10	28	第2節_7_(3)契約書類等	「事業費の改定等」とはサービス購入料の改定つまり事業者の収入の改定を指し、事業者の支出に変更が生じた場合は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
25	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	11	23	第2節_1_ 周辺地域・環境との調和	「名古屋城や愛知県体育館などの観光施設に近接し、連携を強化し、」と記載がありますが、観光施設との連携強化についての具体的な方針についてご教示ください。	名古屋市が策定した「金シャチ横丁基本構想(素案)」にある空間づくりのイメージを参考にするとともに、その具体計画や本町通・敷地周辺のまちづくり・景観計画等が名古屋市から公表された場合は、事業着手後においても可能な限り考慮してください。
26	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	11	28	第2節_1_(1)周辺地域・環境との調和	「名古屋城や愛知県体育館などの観光施設に近接し、連携を強化し」とあるが、例えば観光客を本施設に誘うことなど事業者に期待することをご教示ください。	No.25の回答を御参照ください。
27	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	13	11	第3節_1_ _ (3)	「(実行面積/計画面積)」の実行面積とはどのような面積でしょうか。	事業者提案による面積です。
28	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	14	8	第3節_5_(3)天守閣展望室からの眺望	「(名古屋城)天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。」とありますが、現在一般公開されておらず、天守閣展望室からの眺望を確認することができません。また、新しい天守閣からの眺望については確認ができません。確認の機会等、想定されている確認方法がありましたらご教示願います。	名古屋市が策定した「名古屋市景観計画」の2(2)③における『名古屋城眺望景観保全の方針』を御参照ください。
29	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	14	11	第3節_5_(4)開放的な外部空間	「敷地西側の本町通りに面する部分又は敷地南西角は、地域の賑わいに寄与する開放的な外部空間とする。」とありますが、賑わいの創出自体は運営業務に含まれておりません。賑わいの寄与について、空間の活用のイメージや想定されている活用方法、設えなどがあればご教示ください。	No.25の回答を御参照ください。
30	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	14	13	第3節_5_(4)開放的な外部空間	「なお、この部分は【参考資料2-3】「名城郭内処理委員会申し合わせ事項」の別図「中央街路定規図」によらない計画とすることができる。」と記載がありますが、参考資料2-3_3_(2)_ (ロ) (ハ)にある前庭の形式についての記載については除外される、という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	15	4	第3節_9_(2)アスベスト	【参考資料2-9】「土壌汚染調査報告書・アスベスト調査報告書」に記載のないアスベストが含有されていることが確認された場合、処理に要する工期に起因する全体工期遅延等による増加費用については国の負担との理解で宜しいですか。	業務要求水準書を含む入札説明書等で規定されていない又は入札説明書等で規定されていた事実と異なるアスベストが含有されていたことにより、工期の遅延等による増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
32	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	15	12	第3節_9_(4)埋蔵文化財	【参考資料2-8】「埋蔵文化財の調査範囲」のスケジュール、調査深度等の記載内容について、事業者の責めに帰すべき以外の理由で変更された場合、変更による増加費用、損害は国の負担との理解で宜しいですか。	埋蔵文化財調査の結果、業務要求水準書を含む入札説明書等で規定されていないこと又は入札説明書等で規定されていた事実と異なっていたことにより、増加費用が発生する場合、事業者の帰責事由による部分を除き、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。
33	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	24	19	第4節_3_(1)【技術的事項】_c.(b)建築計画	「地下階を除く全ての室等が、想定される最高の水位より高い位置にある階に配置されていること。」とありますが、守衛室や運転手控室、福利厚生サービス提供業務諸室も該当するのでしょうか。(添付資料4-2 各室性能表の諸室のうち該当する室をご教示ください。)	【添付資料 4-6】「階層構成の考え方」によります。
34	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	27	20	テロ・不法侵入に対する建物対応	「建物設置階及びその上階の開口部には侵入防止のための対策を施す」とありますが、当該要求は「物理的に侵入を防止できる措置を取ること」との理解で良いでしょうか。	御理解のとおりです。
35	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	32	23	第5節_1_(4)_d_仕上げ	「各部門の機能にふさわしい色彩」として求めている内容を具体的にご教示ください。	事業者の提案によります。
36	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	38	3	第5節_1_(9)_a(a)サイン(共通事項)	アートとして求めている内容を具体的にご教示ください。	事業者の提案によります。
37	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	44	16	第5節_2_(1)_b.(v)電力設備・動力設備	「テナント等」とは福利厚生サービス提供業務に係る企業のみを指すのでしょうか。各入居官署も対象となりますでしょうか。	電力使用料金は、各入居官署又はテナント別に算出できる課金機能を有するものとします。 その上で、テナントは福利厚生サービス提供業務を実施する者を指します。
38	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	46	23	第5節_2_(1)_g.(d)構内情報通信網設備	添付資料2-1でLAN構築工事は国が実施することになっていますが、公衆無線LANは事業者が例えば「NAGOYA Free Wi-Fi」の整備推進事業者と契約し、事業期間終了までのランニング費用負担するというのでしょうか。	御理解のとおりです。
39	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	47	10	第5節_2_(1)_k.(a)映像モニター	「消費者の部屋」とはどこを意味するか？	【添付資料 4-5】「主要諸室の性能特記事項」によります。
40	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	48	10	駐車場管制設備	地下官用車駐車場においては、入出庫を検知する必要があることから、管制設備が必要との理解でよろしいでしょうか。または、設置台数の確認ができれば、特に入出庫の管理のための管制装置整備などの要件はないと考えてよろしいでしょうか。	入出庫を検知する必要があることから、管制設備が必要です。 管制設備の目的は設置台数の確認ではなく、地下官用車駐車場の出入口や車路の安全性を確保することであり、このため、管制盤、検知器、信号灯、及び警報灯を設置し、入庫・出庫を検知して警報表示を行うとしています。
41	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	48	28	防犯・入退館管理設備	鍵1本ごとに扉を有するものとすると思いますが、御趣旨を再度ご教示ください。共用諸室や設備系諸室などを対象とした要求水準ではないと理解してよろしいでしょうか。	前段については、「鍵1本ごとに扉付きの個別収納型タイプのボックスで管理する」との意図です。 後段については、専用部を対象とした鍵管理システムであり、共用部の鍵の管理は、【添付資料5-10】「庁舎運用業務に係る要求水準」によります。
42	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	52	28	給水設備	冷水器・うがい器などの配管対応を求められてますが、機器の設置自体は事業範囲に含まないと理解でよろしいでしょうか。	【添付資料 4-13】「付帯設備等に係る要求水準」によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
43	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	55	22	第6節_2_(3)_a_事業費内訳書等	「コスト削減を図った内容を整理し」とありますが、入札時点において見込んだコストとの比較を意味するのでしょうか。その場合、見込んだコストより削減された場合でも事業費は減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、第4章_第6節2(3)a.でいう「PFI方式によりコスト削減を図った内容を整理」とは、事業者が入札時点において見込んだコストと、施設整備業務の完了時に把握できる実績としてのコストの比較をいいます。後段については、御理解のとおりです。
44	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	59	7	第6節_業務の実施_3.設計業務_(1)調査	電波障害事前調査について、周辺の調査・対策事例があれば内容をご教示ください。	周辺での調査や対策事例はありません。
45	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	64	8	第6節_4_(12)_b_携帯電話不感知対策	「対策のための設備の設置費・維持管理費は事業者負担」とあるが、通信事業者が負担することも同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	17	第1節_3_(2)業務の実施体制	管理統括責任者は、代表企業が維持管理企業以外の場合は維持管理企業から選任することで問題ないでしょうか。	管理統括責任者は、代表企業に関わらず、維持管理・運営業務を統括して管理できる者を配置してください。
47	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	17	第1_3_(2)	管理統括責任者は各業務責任者との兼任不可だが、管理統括責任者の代替者は各業務責任者との兼任可という認識でよいか。	御理解のとおりです。
48	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	21	業務の実施体制	管理統括責任者の代替者においては、別で定める業務責任者が兼務してもよろしいでしょうか	No.47の回答を御参照ください。
49	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	26	第1節_3_(4)業務の実施体制	「国との連絡窓口」、「常時連絡可能な体制」は守衛室で整えれば良く、常時管理統括責任者が窓口になる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、開庁日の開庁時間帯における維持管理・運営業務に係る「国との連絡窓口」、「常時連絡可能な体制」は守衛室に設置してください。連絡窓口は統括責任者でなくても可能です。
50	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	31	第1節_3_(5)業務提供時間	「やむを得ない事情等により要請があった場合は、臨時的対応として業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する」とありますが、その場合の費用は別途支払われるとの理解で宜しいですか。	国の指示等により時間外業務が発生し、事業者が増加費用が発生する場合においては【資料-3】「リスク分担表(案)」番号15・16(要求水準変更等リスク)又は番号20・21(臨機の措置に関するリスク)に従い、判断します。
51	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	70	31	業務の実施体制	臨時的対応として業務提供時間帯以外での業務遂行に対応するよう記載がありますが、当該変更にもなる経費増については、別途増加費用として協議いただけたと考えてよいか。	No.50の回答を御参照ください。
52	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	71	34	第5.1.5業務の進め方	「～それぞれの提出期限までに国に提出して確認を受ける。」とありますが、維持管理・運営業務に関する計画書や報告書等の作成、提出等は、東海農政局に提出をすれば良いという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
53	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	72	4	第1_5_(3)	長期修繕計画書の提出期限について、「業務開始時に提出」となっているが、竣工図をベースに作成するため、業務開始後6カ月以内に提出に変更して頂けないか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
54	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	73	14	事後保全基準	事後保全を実施する判断基準について求められておりますが、施設整備要求水準の性能を下回る具体的なケースを想定すればよろしいでしょうか。具体的な参考例となる文献や想定されている公表事例があれば御教示ください。	前段については、事業者提案の施設整備を含みます。後段については、特に事例はありません。
55	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	73	15	その他計画の妥当性を説明する事項	その他資料について、具体的に想定される資料の内容について御教示ください。	事業者の提案によります。
56	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	74	6	電気主任技術者の届出	当該要求水準書の主旨について御教示ください。ここでいう設置者は、発注者(国)でしょうか、または事業者(SPC)でしょうか。SPCをみなし設置者とする場合、SPC籍の職員による常駐が必要と考えますが、SPC在籍職員の現地常駐を求められるということでしょうか。	前段については、設置者は事業者となります。後段については、設置する自家用電気工作物に応じて必要となる人員と体制を確保してください。
57	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	75	16	第1節_5_(4)_b_福利厚生サービス提供業務に係る売上計表	①売上計表は②収支計算書もしくは③収益計算書の一部(収入)という理解でよろしいでしょうか。	食事サービス提供業務、売店運営業務及び自動販売機運営業務の業務ごとに、売上高、費用、損益及び販売数等が把握できれば、必ずしも別々の資料でなくてもかまいません。詳細は、業務開始までに国と事業者で協議のうえ、定めることとします。
58	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	75	17	第1節_5_(4)_b_福利厚生サービス提供業務に係る売上計表	②収支計算書と③収益計算書は同じものと考えられるが、違いをご教示ください。	No.57の回答を御参照ください。
59	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	76	1	第1節_5_(5)_a_本施設の管理に必要な規定等の案	事業者は案を作成して提出するまでであり、その後確定に至るまでの修正は国で行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
60	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	76	13	第5.1.5.(6)緊急事態に対する対応	「国が作成するBCP や入居官署のBCP が作成された場合には、それに対応した維持管理・運営体制を構築し、計画書等に記載する。連絡及び対応の体制を定め、これに変更が生じた場合には直ちに更新し、業務従事者に周知徹底するとともに、国及び入居官署に通知する。」とありますが、国が作成したBCPと事業者の管理体制が異なり、設備や人員の増加が必要になった場合は、国が費用を負担していただける認識で宜しいでしょうか。	作成している入居予定官署のBCPは、1次審査通過者に提示します。これらのBCPに対応できる人員と体制を確保してください。
61	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	76	13	第1.5_(6)	「国が作成するBCPや入居官署のBCP」の作成タイミングはいつになるか。事業者の作業ボリュームを把握するために素案や現在運用しているBCPがあるなら確認させてほしい。または、通常時の人員体制で可能な範囲で協力するという理解でよいのか。	No.60の回答を御参照ください。
62	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	76	35	第5.1.5.(7).a	「a. 停電・機器の停止等、公務に影響を与える業務は休日に行う。」とありますが、添付資料5-2 諸室毎の業務実施時間帯及び立ち入りの制限 凡例 (3)立ち入りに関する制限①時間帯において、休:原則として閉庁日(土曜日)に清掃業務を行うとあります。土曜日だけでなく、日曜日や祝日にも作業が出来る認識で宜しいでしょうか。	原文のとおり、原則として閉庁日(土曜日)の作業とします。
63	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	77	4	第1節_5_(9)携帯電話不感知対策への対応	対策に要する費用は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	No.45の回答を御参照ください。
64	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	77	5	第1節_5_(10)別事業への協力	当該項目に係る業務内容や頻度等について具体的にご教示願います。	業務内容は、第5章.第1節2.(1)c.及び(2)c.であり、その頻度について具体的に提示できる資料はありません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
65	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	77	6	第1_5_(10)	「必要に応じ国が実施する別事業」とは例えば何を指すか。P69(1)(2)の「c.本業務に含まれていない業務」とは別の業務になるのか。	No.64の回答を御参照ください。
66	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	79	9	業務の実施にあたっての諸条件	庁務員の定義、庁務員室の用途・使用者の想定について御教示ください。	【添付資料4-5】「主要諸室の性能特記事項」に記載のとおり、事業者の清掃員等の休憩室、更衣室として使用する室としています。
67	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	80	15	第2節_1_(1)_h_建築物点検保守に係る要求水準	参考資料5-2に示す電話機及びフロアコンセント移動業務は、レイアウト変更対応業務ではなく、定期点検等及び保守業務を含むという理解でよろしいでしょうか。	レイアウト変更対応業務にて行ってください。
68	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	81	41	第2_4_(1)_f	これらの消耗品は国にて用意していただけるのか。それとも事業者にて費用負担するのか。	事業者の清掃業務費に含まれます。
69	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	82	9	第2節_4_(1)_i_清掃用洗剤、風除室内の手指消毒液	新型コロナウイルスの拡大により手指消毒液の需要は非常に高まっている状況下、想定以上の調達費が増加費用として認められていない一方、今後ワクチンの普及により事業期間のどこかで需要は収束していくと思われまふ。その予想は事業者では困難のため、手指消毒液は国からの支給もしくは精算としていただけないでしょうか。	設置箇所は【添付資料5-11】「共用部備品の調達・管理に係る要求水準」に示す玄関ホール各風除室内を想定しており、専用部分で使用する分は含まれていません。これらを考慮したうえで、調達費用を計上してください。
70	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	83	16	第2節_6_(2)サイン変更に係る要求水準	参考資料5-2に示す室名変更業務は定期点検等及び保守業務ではなく、レイアウト変更対応業務を含むという理解でよろしいでしょうか。	No.67の回答を御参照ください。
71	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	83	29	第3_2_(1)_b	「夜間・休日勤務」に必要な庁舎運用業務の費用は別途精算という理解でよいのか。	No.50の回答を御参照ください。
72	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	83	32	第3節_2_(1)_c_庁舎運用業務	「当該駐車を目的外で使用する車輛の扱いについては、上記1. 警備業務において対応する。」とありますが、地上の来庁車駐車場には警備員を配置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-10】「庁舎運用業務に係る要求水準」の『駐車場管理』には、『官用車駐車場及び来庁車駐車場に違法駐車や長時間放置車がないかを巡回のうえ確認・記録し、確認したときは周知・警告するとともに、必要に応じて国に報告する。』としています。この要求水準を満たす範囲で、警備員の配置については事業者の提案によります。
73	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	83	32	第3節_2_(1)_c_庁舎運用業務	「当該駐車を目的外で使用する車輛の扱いについては、上記1. 警備業務において対応する。」とありますが、地下の官用車駐車場には警備員を配置するという理解でよろしいでしょうか。	No.72の回答を御参照ください。
74	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	84	5	第3.3福利厚生サービス提供業務	一定期間経過後、その時の流行や景気を考慮し、業態・テナントの入替を協議させていただくことは可能か。	御理解のとおりです。
75	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	84	38	第3節_3_(1)_b_(c)費用負担の考え方	共用スペースとして確保する喫食スペースゆえ、売店利用者だけが使用するとは限らないため、当該スペースで発生するごみの処分費は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	共用部である喫食スペースの廃棄物処理については、第5章_第2節4.に基づき実施することとします。ただし、利用者によるものを含め、福利厚生サービス提供業務の実施に伴い生じた廃棄物は、食事販売・提供スペース等にごみ箱を設置する等、事業者が適切に処分してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
76	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	84	39	第3節_3_(1)_b.(c)費用負担の考え方	「利用者が主に使用する加熱調理機等の機器」に係る電気代は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	利用者が主に使用する加熱調理器等の機器は、共用スペースではなく事業者が占有する範囲に設置することとし、光熱水費は事業者の負担とします。
77	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	84	39	共用備品	利用者が主に使用する加熱調理器等の機器・・・維持管理・運営業務の一環として設置する什器・備品については、事業費（運営業務費における共用部備品の調達・管理業務費用）の一部に含むものとするとありますが、福利厚生サービスとして利用者が使用する電子レンジ等は事業者の負担であるが、共用スペースの机や椅子は事業費の一部として含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	85	9	第3節_3_(1)_b.(d)費用負担の考え方	「昼食時間帯等の一時的な占有に限られる場合であっても、使用料は徴収する。」とありますが、毎日ではなくても月額を満額支払う必要がありますでしょうか。	使用料については、事業者の提案する実際の使用時間を考慮して、単価を算定します。
79	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	85	26	福利厚生サービス提供業務に係るその他条件	酒類販売を売店運営業務にて行うことが可能とありますが、店内で酒類等の飲食機会（過去慣習）はあるのでしょうか。またその頻度等について御教示ください。	勤務時間外に限り、共用スペースにおいて、職員が懇親会等を実施する可能性があります。なお、原則として売店運営業務においても、酒類販売は禁止とすることとします。ただし、懇親会等を実施する場合に限り、酒類販売を事業者へ依頼する場合も想定しています。
80	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	1	第3節_3_(2)_b_食事サービスの提供形態を含む業務に関する基本的な考え方	「弁当販売等」の「等」とは何を想定しているかご教示ください。	主に弁当販売による形態が想定されることですが、第5章_第3節3_(2)b.の①から③までの例示のように、弁当販売に限らない食事サービス提供の形態が提案されることを想定しています。
81	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	7	第3節_3_(2)_b_食事サービスの提供形態を含む業務に関する基本的な考え方	隣接だけでなく近接も認められるという理解でよろしいでしょうか。	原則は隣接とし、提案により近接も可能としますが、第5章_第3節3_(2)b.のとおり、職員等の利便性が確保されるよう配慮して、提案してください。
82	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	11	食事サービスの提供形態	営業時間帯に食事販売・提供スペースを別に増設するよう要求されておりますが、当該スペースにおいては、使用許可の対象外と考えてよろしいでしょうか。	食事サービスの提供形態が、売店において一体的に販売する形態の場合、食事販売・提供スペースの位置が、売店運営業務における使用許可の範囲外であれば、使用許可を取得する必要があります。
83	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	12	第3節_3_(2)_b_食事サービスの提供形態を含む業務に関する基本的な考え方	「食事販売・提供スペースを別に増設すること」とありますが、増設場所は共用スペース（喫食スペース）でも認められるか？その場合は無償との理解でよろしいでしょうか。	喫食スペースの範囲内における食事販売・提供スペースの一時的な設置については、喫食スペースの利便性を妨げない範囲で可能としますが、第5章_第3節3_(1)b.(c)のとおり、一時的な占有に限られる場合であっても、使用料は徴収します。
84	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	15	第3節_3_(2)_b_食事サービスの提供形態を含む業務に関する基本的な考え方	給湯器、給茶機等の設置に係る使用料及び光熱水費は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	本事業では、給茶機の設置は、福利厚生サービス提供業務として実施することは求めないこととします。ただし、電子レンジ及び給湯器については、共用部ではなく事業者が占有する範囲に、福利厚生サービス提供業務として設置することとし、国は使用料を徴収するとともに、かかる光熱水費は事業者の負担とします。なお、事業者が使用料を支払い、光熱水費を負担することを前提に、福利厚生サービス提供業務として共用部において給茶機を設置することは妨げません。
85	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	24	食事サービスの提供形態	電子レンジ、給湯器、給茶機等は事業費に含めれないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて、No.84の回答を御参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
86	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	86	40	営業日・営業時間	現在の職員の昼休憩時間は、11:30～13:30の間で自由に休憩時間を取る形態でしょうか。 また、休憩時間の規定があれば御教示ください。	【添付資料2-3】「各入居官署の勤務時間」のとおり、職員の昼休みは、基本的には12:00～13:00ですが、業務の都合上、若干前後することは想定されます。
87	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	87	3	売店の設置場所	外部からの直接出入りが可能とありますが、外部利用者に向けた看板・サインは認められますでしょうか。 外部または店内にサインを設置する場合など可否について御教示ください。	第5章.第3節3.(1)c.(e)に記載のとおり、庁舎内外の看板は、国に承諾を得れば設置可能です。なお、庁舎外に設置する場合は「名古屋市屋外広告物条例」を満たす他、周辺環境と調和したものとしてください。
88	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	122		便所	一般的に消音装置(女子便所)の設置は施設整備で行われると料りますが、維持管理業務に含まれる理由をご教示ください。特段の問題がなければ施設整備で設置してよろしいでしょうか。	施設整備にて設置とします。
89	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	123		守衛室・中央管理室	一般的にキーボックスの設置は施設整備で行われると料りますが、維持管理業務に含まれる理由をご教示ください。特段の問題がなければ施設整備で設置してよろしいでしょうか。	施設整備にて設置とします。
90	(添付2-1)本事業の業務内容及び国が実施する業務内容	7		共用部備品調達・管理業務	期間が令和8年1月12日までとされている理由をご教示ください。	令和8年1月10日から12日の3連休に移転し、13日から業務を開始する官署が想定されることから、12日までに調達することとしています。
91	(添付2-4)現状の来庁者数及び来庁車両台数	1		来庁者数及び滞在時間 ほか	当該データの対象年度はいつののでしょうか。 新型コロナウイルスの蔓延に伴い、在宅ワーク等が増加していると推察され、今年の施設利用実績についても御教示いただけないでしょうか。	前段については、令和元年度の実績です。 後段については、施設運用開始後(令和7年度以降)は令和2年度と同様の実績となるとは限らないため、提示する予定はありません。
92	(添付4-2-6)電気:各室性能表凡例	2	4	監視カメラ	有と表記されている箇所について、カメラの記録媒体や記録媒体は各部局で分けるという理解でよろしいでしょうか。	中央監視室と中部経済産業局に分けられます。
93	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	39	19	1. 共用部分	総合案内カウンターの大きさ(受付を何人配置するか)をご教示ください。	事業者の提案によります。
94	(添付4-13)附帯設備等に係る要求水準	4		庁舎管理室	庁舎管理室を利用する官署機関・職員数について御教示ください。	【添付資料 4-5】「主要諸室の性能特記事項」によります。
95	(添付5-1)維持管理・運営費コスト管理計画書内容及び提出時期	84	1	総括表	提出時期に業務着手前とありますが、いつのことを指しているのでしょうか。	令和7年12月までです。
96	(添付5-1)維持管理・運営費コスト管理計画書内容及び提出時期	84	11	変更金額一覧書	「維持管理・運営費コスト管理計画書」の変更金額一覧表(数量・単価・金額)は庁舎運用業務において、夜間・休日対応が発生した場合も適用されるという理解でよろしいか。	運営業務費に変更が生じる場合には御理解のとおりです。 あわせてNo.50の回答を御参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
97	(添付5-2)諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限				添付資料2-3各入居官署の勤務時間と設定されている実施時間帯に齟齬がありません。時差出勤対応についてはどのように考えればよろしいでしょうか？	【添付資料2-3】「各入居官署の勤務時間」と設定されている実施時間帯の差は時差出勤となります。各入居官署の執務に対応して業務を行ってください。
98	(添付5-7)修繕に係る要求水準			建物性能劣化と修繕業務の考え方	入札公告時の施設整備要求水準から契約時の施設整備要求水準のほうが高いレベルにある図示と見受けられますが、入札時要求水準書と事業者提案の差とかがえてよろしいでしょうか。 また、施設整備の当初水準と施設整備要求水準は必ずしも一致しない(仕様・機能の余裕分があるため)と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
99	(添付5-8)レイアウト変更対応に係る要求水準	112	4	レイアウト変更に伴う間仕切等変更	内装設計、設備設計、内装工事及び設備工事、また当該工事の監理は、本事業の設計企業、建設企業、工事監理企業に限らないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。レイアウト変更対応業務は、維持管理企業が実施してください。なお、維持管理企業の参加資格要件を満たす限り、維持管理企業は、設計企業、建設企業又は工事監理企業と兼ねることを妨げません。
100	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	1	3	業務従事者の要件	警備業務における業務従事者は、年齢制限等の制限は特段設けないという理解でよろしいでしょうか。	法令順守を前提として、御理解のとおりです。
101	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	2	12	出入口における入館管理	施錠により庁舎出入口を閉鎖している時は、機械警備等により管理を行っても良いとありますが、本機械警備は外部へ警報が届くオンライン機械警備という理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-9】「警備業務に係る要求水準」を満たす範囲において、事業者の提案によります。
102	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	114	8	入館管理	「警備業務に係る要求水準」「入館管理」職員用ICカードの発行・情報更新等については国で対応し、事業者は関与しないという理解でよいか。また、来庁者用や業務従事者用、外部委託職員用ICカードは、500枚の購入費、初期登録まで事業範囲に含まれ、事業期間中の紛失・再発行・情報更新・抹消等は事業範囲に含まれないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
103	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	114	8	入館管理	来庁者用や業務従事者用、外部委託職員用ICカードは、500枚の購入費、初期登録まで事業範囲に含まれ、期中の紛失・再発行・情報更新・抹消等並びに500枚を超えた場合の追加購入費は事業範囲に含まれないという理解でよいか。	No.102の回答を御参照ください。
104	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			その他全般	警備業務従事者のポストや配置時間に関しては、本要求水準を満たすことを前提として事業者ノウハウを活用して提案させて頂くという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
105	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	1	14	共用会議室利用時の対応	本業務において予約等に必要なシステムは整備されており、そのシステムを活用して業務を行うという理解でしょうか。	システムの整備も含めて事業者の提案によります。
106	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	1	14	共用会議室利用時の対応	共用会議室の利用頻度についてご教示をお願いします。	【添付資料2-5】「会議室の利用状況」によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
107	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	117	9	共用会議室の管理	共有会議室や、行政情報プラザの予約受付対応等が求められておりますが、類似の合同庁舎PFI施設では施設整備の要求水準内で記載がありました。本事業では以下のようなシステムに関する要求水準はないのでしょうか。 【※類似合同庁舎PFI施設の参考事例】 (j)共用会議室の予約システムを導入する。 ア.各入居官署の総務部署等に1台以上予約端末を設ける(設置場所は国と協議する。)。 なお、他のシステムの端末と共用してもよい。ただし、入居官署のネットワークと共用は不可とする。 イ.会議システムの親機は、庁舎管理室など計画上適切な室に設ける。 ウ.セキュリティに配慮し、詳細は提案による。	入札公告時に示します。
108	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準	121	12	総合案内カウンター	一般的にカウンターの設置は施設整備で行われると思料するが、維持管理業務に含まれる理由をご教示ください。特段の問題がなければ施設整備で設置してよろしいでしょうか。	施設整備にて設置とします。
109	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準	122		便所	一般的に便座クリーナー薬液噴出器の設置は施設整備で行われると思料しますが、維持管理業務に含まれる理由をご教示ください。特段の問題がなければ施設整備で設置してよろしいでしょうか。	施設整備にて設置とします。
110	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準	122		便所	一般的にステッキホルダー(小便器)の設置は施設整備で行われると思料しますが、維持管理業務に含まれる理由をご教示ください。特段の問題がなければ施設整備で設置してよろしいでしょうか。	施設整備にて設置とします。
111	(参考5-2)室名変更・電話機及びフロアコンセントの移動頻度			室名変更の頻度	参考資料5-2の頻度は、参考資料5-6のレイアウト変更の頻度と同時期に実施するものと考えてよろしいでしょうか。	同時期に実施するものとは限りません。
112	(参考5-2)室名変更・電話機及びフロアコンセントの移動頻度			室名変更の頻度	4室程度とありますが、添付資料4-2各室性能表に記載の諸室単位で4室と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
113	(参考5-4)廃棄物量の実績			廃棄物量の実績	各入居官署別にて記載いただいておりますが、当該データ時の各官署職員数について御教示ください。添付資料2-2記載の入居予定人数と同じと考えてよろしいでしょうか。	【添付資料2-2】「各入居官署の入居予定人数及び組織概要」に記載の入居予定人数と同じです。
114	(参考5-5)消耗品の実績	55		消耗品の実績(令和元年度)	「消耗品の実績」直近3年のトレンドを確認したいため、令和元年度のみならず、平成30年度、平成31年度も開示願いたい。	直近3年において大幅な変動はないため、【参考資料5-5】「消耗品の実績」により想定してください。
115	(参考5-5)消耗品の実績			消耗品の実績	各入居官署別にて記載いただいておりますが、当該データ時の各官署職員数について御教示ください。添付資料2-2記載の入居予定人数と同じと考えてよろしいでしょうか。	【添付資料2-2】「各入居官署の入居予定人数及び組織概要」によります。
116	(参考5-6)レイアウト変更の想定(例示)	56		レイアウト変更の想定(例示)	「レイアウト変更の想定」間仕切り工事は、消防法上の区画変更申請を要しない範囲での工事に限ると理解してよいか。区画変更申請が必要か不要かで手間やコストが大きく変わってくるため。	御理解のとおりです。消防法上の区画変更申請を要しない範囲での工事に限れるよう施設整備にて提案してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
117	(参考5-6)レイアウト変更の想定(例示)			想定される回数	レイアウト変更に関する想定回数について、年度に応じて変動する可能性を示唆されておりますが、過去実績において年間最大何回の変更がありましたでしょうか。 また、2回を超える変更があった実績数(どの程度想定以上の変更を行ったか)についても御教示ください。	過去の実績について、提示できるデータはありません。
118	(参考5-7)福利厚生サービス提供業務に関するデータ			食堂、売店、自販機の運営状況	各庁舎の食堂、売店、自販機の委託先をご教示ください。	入札公告時に示します。
119	(参考5-7)福利厚生サービス提供業務に関するデータ			食堂、売店、自販機の運営状況	各庁舎の一日当たりの食堂の利用者数や売店の売上のデータがあれば、ご提示ください。	入札公告時に示します。
120	(参考5-7)福利厚生サービス提供業務に関するデータ			近隣官公庁施設の食堂、売店、自動販売機の運営状況	近隣官公庁施設における、食堂・売店等の使用料の実績、および契約条件(使用許可範囲や経費負担条件)について、参考としてご教示いただけないでしょうか。	No.8の回答のとおり、入札公告時に示す参考使用料を御参照ください。
121	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	3	3	第1.2.事業費の内訳	「レイアウト変更対応業務費は、業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますが入札費用に含まないという認識で宜しいでしょうか。	『レイアウト変更対応業務費』は国が指示する金額を入札費用に含めることを想定しており、当該金額は入札公告時に示します。
122	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	6	1	第2.3.③割賦手数料	割賦手数料の算定に係る基準金利の金利確定日につきましては、本施設の引渡し日の2銀行営業日前にご修正いただけませんか。通常、金融機関はSPCに対して施設引渡し後においてご融資を実行いたしますが、本資料に規定の基準金利確定日の場合、金利確定日から融資実行までに1年半以上の期間が発生し、融資実行までの金利変動リスク分を勘案した金利設定を行う必要があるため、資金調達コストが高み、結果、入札コストの大幅な増加要因となります。 加えて、万一、不可抗力等の発生にて金利確定日以降に本施設の引渡し遅延が発生し、融資実行スケジュールに変更が生じた場合、金融費用(ブレイクファンディングコスト)が発生し、かかる費用をご負担いただく必要が発生いたします。	国の予算要求手続き等に必要期間を考慮したうえで、金利確定日を設定いたしますので、原文のとおりとします。 なお、基準金利については【資料-2】「事業費の算定及び支払方法(案)」別紙のとおり理論上は先スタート分も一部、加味した計算としていますが、そのうえでなお金利変動リスク等を考慮する必要がある場合は基準金利に上乘せする利ざやで御調整ください。 不可抗力に係るリスク分担については【資料-3】「リスク分担表(案)」番号13を御参照ください。
123	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第2.3.(2).①維持管理・運営費	「レイアウト変更対応業務費については、～具体的対価については入札公告に示す。」とあるが、これは提案時における積算根拠を提示して頂ける、という理解でよいのか。(具体工事詳細及び事業期間における件数)。 実際には業務量の実績に応じた対価をお支払いいただくことになるが、提案時に統一した積算基準を設定しないと、応札グループによっては、過度に安価な業務対価を設定することが考えられ、事業者選定に支障をきたすと思料する。	No.121の回答を御参照ください。 レイアウト変更対応業務については入札公告時において具体的な業務量や内容を想定できるものではないため、応募者間で不公平等が生じないよう共通の金額を入札価格に含めることを想定しています。
124	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	6	28	維持管理・運営費	国の依頼等により、時間外業務が発生した場合は、時間外業務として事業者にお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No.50の回答を御参照ください。
125	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	6	32	維持管理・運営費	レイアウト変更対応業務費は、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を年度末に支払うとありますが、応札時は年間あたり2回実施することを仮設定して計上すればよいのでしょうか。 また、この場合、頻度や範囲の大小に応じて、支払い費用の増減を調整すると考えてよろしいでしょうか。	No.121の回答を御参照ください。
126	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	7	19	第2.4.事業費の減額措置について	「業績等の監視及び改善要求措置要領(案)(資料-5)」とありますが、資料-4という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。訂正します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
127	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	22	第5.3_②改定時期	<p>「ア 改定指標の評価:毎年4月10日時点で確認できる最新の指標(表5. 使用する指標のうち企業向けサービス価格指数については、～により評価を行う。」とありますが、表5ではなく、表2の誤りでしょうか。</p> <p>また、改定指標については、「毎月勤労統計調査 賃金指数」:(就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・就業形態計・サービス業務(他に分類されないもの)・本系列・厚生労働省)を使用するのが良いと思いますが、そのような認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。訂正します。</p> <p>後段については、「表2. 使用する指標」に記載の通り、改定指標は「毎月勤労統計調査 賃金指数」:(就業形態別きまって支給する給与・事業所規模 30人以上・就業形態計・サービス業務(他に分類されないもの)・本系列・厚生労働省)を使用します。前述の内容が「表2. 使用する指標」の記載内容と整合するように、訂正します。</p>
128	(資料-3)リスク分担表(案)	1	13	不可抗力リスク	埋蔵文化財の調査の結果に関わるリスクは、不可抗力リスクであるという認識でよろしいでしょうか。	No.32の回答を御参照ください。
129	(資料-3)リスク分担表(案)	1	29	引渡し遅延リスク	事業者の帰事由によらない不可抗力等によるの遅延リスクの負担は国と考えてよろしいでしょうか。	引渡し遅延を生じさせる事象が不可抗力に該当する場合は、番号13・14(不可抗力リスク)のとおり、事業者も当該リスクを一定負担することとなります。